

平成29年度の地域別最低賃金額

都道府県の平成29年度地域別最低賃金額が改定されたのでお知らせします（発行年月日は都道府県により異なりますが、多くは10月1日から改定されています）。全国加重平均額は、昨年度から25円引上げの848円。

平成29年度地域別最低賃金時間額と発行年月日（円：括弧内は28年度の最低賃金）

北海道810 (786)	青森738 (716)	岩手738 (716)	宮城772 (748)	秋田738 (716)	山形739 (717)	福島748 (726)	茨城796 (771)
平成29年10月1日	平成29年10月6日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月6日	平成29年10月1日	平成29年10月1日
栃木800 (775)	群馬783 (759)	埼玉871 (845)	千葉868 (842)	東京958 (932)	神奈川956 (930)	新潟778 (753)	富山795 (770)
平成29年10月1日	平成29年10月7日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月1日
石川781 (757)	福井778 (754)	山梨784 (759)	長野795 (770)	岐阜800 (776)	静岡832 (807)	愛知871 (845)	三重820 (795)
平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月14日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月4日	平成29年10月1日	平成29年10月1日
滋賀813 (788)	京都856 (831)	大阪909 (883)	兵庫844 (819)	奈良886 (762)	和歌山777 (753)	鳥取738 (715)	島根740 (718)
平成29年10月5日	平成29年10月1日	平成29年9月30日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月6日	平成29年10月1日
岡山781 (757)	広島818 (793)	山口777 (753)	徳島740 (716)	香川766 (742)	愛媛739 (717)	高知737 (715)	福岡789 (765)
平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月5日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月13日	平成29年10月1日
佐賀737 (715)	長崎737 (715)	熊本737 (715)	大分737 (715)	宮崎737 (714)	鹿児島737 (715)	沖縄737 (714)	全国平均848 (823)
平成29年10月6日	平成29年10月6日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	平成29年10月6日	平成29年10月1日	平成29年10月1日	

● 最低賃金制度とは

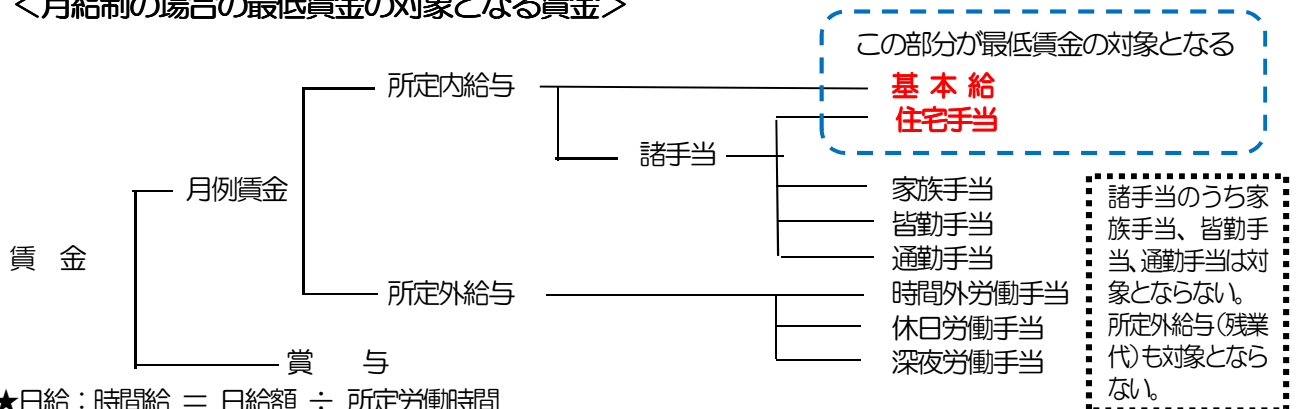
最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト、嘱託等の雇用形態を問いません。）を対象としています。使用者は最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に定める罰則(50万円以下の罰金)により罰せられます。

● 最低賃金の基礎に算入する賃金

最低賃金の基礎に算入する賃金については、「最低賃金額との比較にあたって、算入しない賃金」が次の①～⑥のように定められており、したがって、これ以外のものを算入することができます。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

<月給制の場合の最低賃金の対象となる賃金>



★日給：時間給 = 日給額 ÷ 所定労働時間

★月給：時間給 = 月給額 ÷ 月の所定労働時間

※月によって所定労働時間が異なる場合：時間給 = 月給額 ÷ 1か月平均所定労働時間（年間所定労働時間 ÷ 12か月）